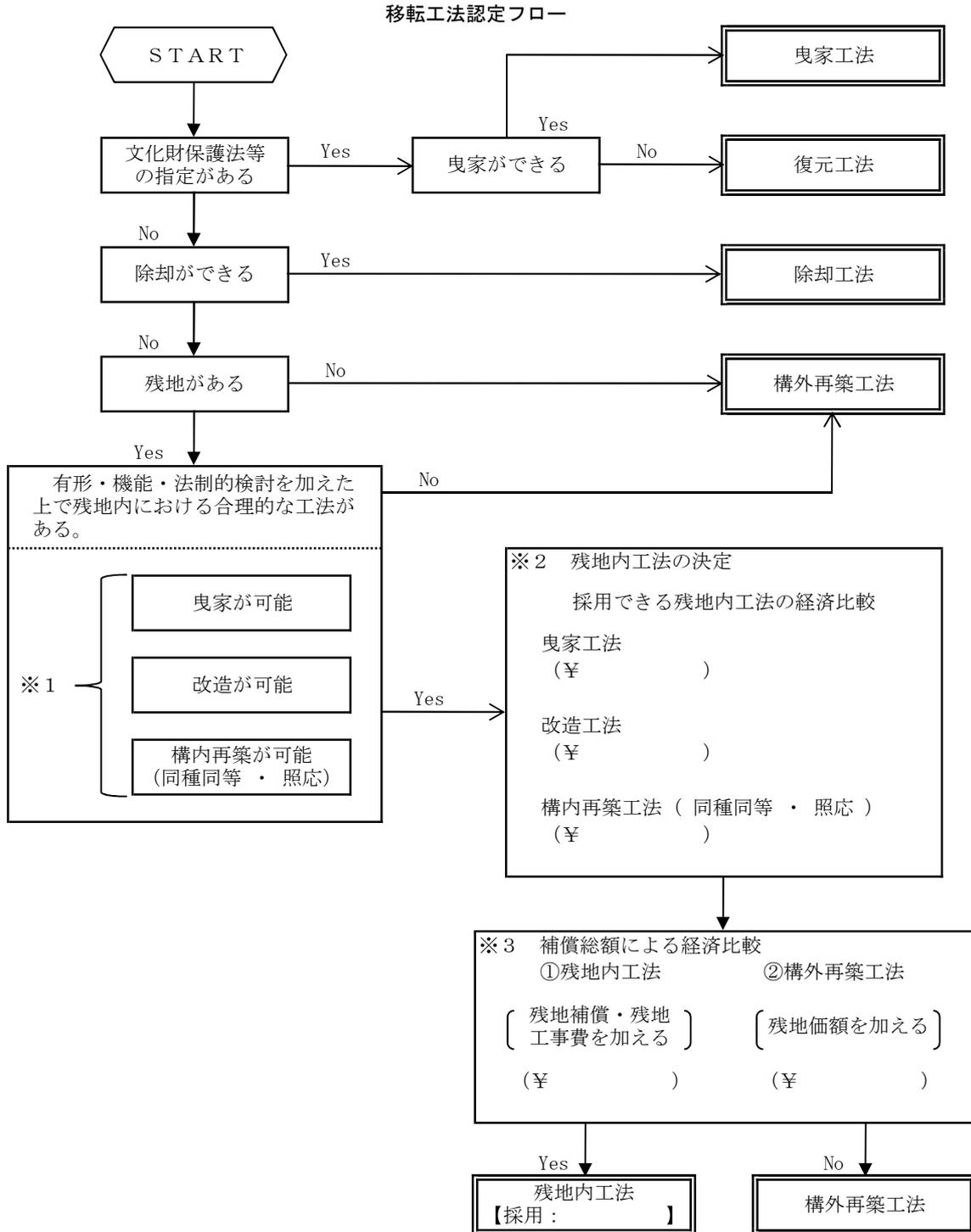


様式第6号-2



- ※1 有形・機能・法制的検討は、残地において考えられるすべての工法について検討をするものとする。ただし、改造工法においては、改造部分が建物延床面積の概ね30パーセントを超えない範囲で検討するものとする。
- ※2 ※1の検討で可能と認められるいくつかの工法について、それぞれの工法の建物移転料とその他通常生ずる損失補償（営業補償を含む。）の合計額により経済比較を行い、残地内工法における最も合理的な一つの工法を認定するものとする。
- ※3 残地内工法における最も合理的な工法と構外再築工法について経済的検討を行い、通常妥当な移転先と通常妥当な移転工法を認定するものとする。ただし、残地内に支障物件以外で多数の物件が存在するなど構外再築工法による算定が残地内工法による算定より明らかに高価と想定される場合には、経済比較を省略できるものとする。この場合、様式第6号-1 5 移転工法認定説明において理由を明記すること。
 - ① 残地内工法 … 建物移転料+その他通損補償費+残地補償（※4）・残地工事費（残地価額を上限とする。）
 - ② 構外再築工法 … 建物移転料+その他通損補償費+残地価額（※4）（従前地の土地単価により算定した額。）
- ※4 借地権等の場合は、残権利の損失額等とする。